

## 働きかけの記録等の取扱いについて（案）

## 1 制度の概要

一定の公職にある者等から職員が働きかけを受けた場合、職員が不正を許さないシステムとして、その内容を記録し上司に報告することによって情報を共有化し、組織として適切な対応の徹底を図るとともに、公表の対象とするもの。

## 適用の範囲

知事部局及び労働委員会事務局に所属する一般職の職員  
（他任命権者にも同様の制度の構築を要請する。）

一定の公職にある者等の範囲

- ・ 首長、議員、各種団体等の役員等
- ・ 知事、副知事、出納長及び職員（元職員を含む）

## 記録の取扱い

働きかけの内容を記録票に記録する。

その他

概要を県ホームページ上で公表する。

## 2 検討課題

## （１）働きかけの定義についてどう考えるべきか

- ・ 基本的な定義として、「職員に対し、県政の執行上、公平・公正な職務の執行を妨げる恐れのある要望等を伝え、その職務上の行為を行うこと又は行わないことを求める行為」としてはどうか。
- ・ その上で、対応する職員によってその受け止め方が異なることも想定されるため、具体的な判断基準、具体的な行為を設定していく必要があるのではないかと。
- ・ 内部の意思形成過程における上司の指示と「働きかけ」をどう区別していくのか。
- ・ あらかじめ公にされているような議会、公聴会等の公式又は公開の場におけるもの、公文書として保存される陳情書、要望書等の書面によるもの、単なる照会又は資料請求については、記録対象から除外すべきではないか。

## （２）働きかけの対象業務についてどう考えるべきか

- ・ 入札、契約等の業務や許認可など権限と働きかけの関係が比較的明確にわかる業務のみを対象とすべきではないか。
- ・ 事業計画の決定など政策形成過程において多段階であるいは多種多様な団体等で議論されるような業務は対象とするのは困難ではないか。